

武庫川女子大学附属保育園運営規程

第1章 総 則

(総 則)

第1条 学校法人武庫川学院（以下「学院」という。）が設置する武庫川女子大学附属保育園（以下「保育園」という。）の運営については、法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(名 称)

第2条 保育園は、武庫川女子大学附属保育園と称する。

(所在地)

第3条 保育園は、兵庫県西宮市鳴尾町4丁目14番29号に置く。

(施設の目的及び運営方針)

第4条 保育園は、法令及び武庫川学院の立学の精神に従い、教育・保育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、保育園を利用する小学校就学前の子供（以下「利用する子ども」という。）に対し、適正な教育・保育を提供することを目的とする。

- 2 保育園は、良質な水準かつ適切な内容の教育・保育の提供を行うことにより、全ての子供が健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。
- 3 教育・保育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用する子どもの意思及び人格を尊重して教育・保育を提供するよう努める。
- 4 保育園は、利用する子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、兵庫県、西宮市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第2章 運営委員会

(運営委員会)

第5条 学院は、保育園運営の透明性を確保するとともに、武庫川女子大学、同短期大学部、同附属高等学校、同附属中学校、同附属幼稚園及び大学附置研究所（以下「武庫川女子大学等」という。）の保育資源を活用し、質の高い保育サービスの提供を担保するために保育園に運営委員会を設置する。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

第3章 保育の内容

(提供する特定教育・保育の内容)

第6条 保育園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、市設備基準条例その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な教育・保育を提供する。

(1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）
支給認定を受けた保護者（以下「保護者」という。）に係る入園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

(2) 時間外保育（延長保育）
やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る入園児に対し、第16条（2）に規定する時間の範囲内において、法第59条第2号に規定する時間外保育を提供する。

(3) 産休明け保育
生後57日以降より受け入れを実施する。

(4) 障害児保育
入園時に保育・幼稚園支援課で面接を行い、集団保育が可能な概ね3歳以上の児童を対象とする。

(5) 食事の提供

(6) その他保育に係る行事等

(7) 一時預かり保育

(8) 地域子育て支援事業

第4章 職員及び職務内容

(職員)

第7条 保育園に次の職員を置く。

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 園長 | 1名 |
| (2) 主任保育士 | 1名 |
| (3) 保育士 | 20名（常勤専従14名 非常勤6名） |
| (4) 看護師 | 1名 |
| (5) 栄養士 | 1名 |
| (6) 調理員 | 2名（常勤専従1名 非常勤1名） |
| (7) 嘱託医 | 4名（小児科・耳鼻科・眼科・歯科各1名） |

(8) 事務員 1名

2 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務内容)

第8条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長は、教育・保育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 主任保育士は、園長を補佐し、保育課程の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。
- (3) 保育士は、保育課程及び指導計画の立案とその課程、計画に基づくすべての子供が安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
- (4) 看護師は、利用する子どもの健康状態を観察し、健康管理等の業務を行う。
- (5) 栄養士は、献立の立案、それに基づく調理業務、給食事務、食育等を統括する。
- (6) 調理員は、栄養士の指導の下、給食業務に従事する。
- (7) 嘱託医は、入園児の健康診断等、健康管理業務を行う。
- (8) 事務員は、保育園の運営管理に必要な事務処理、契約事務、経理事務を行う。

(職務の心得)

第9条 職員は、法令、本規程及びこれに付属する諸規程を遵守し、園長の指示に従い、職場の秩序を維持するとともに、保育事業従事者として、その責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行うものとする。

第10条 職員は、学院、保育園及び職員としての信用を傷つける行為をしてはならない。

(研修)

第11条 職員には、別に定める研修計画に基づいて、必要な研修の機会が準備される。職員は、これを活用して不断の資質向上と研鑽に努めるものとする。

(職員会議)

第12条 職員相互間の業務連絡等、保育園の円滑な運営を図るため、園長は職員会議を置くものとする。

第5章 利用定員

(市設備基準条例第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員)

第13条 保育園の利用定員は、90名とする。その内訳は次のとおりとする。

- (1) 0歳児 9名
- (2) 1歳児 15名

- (3) 2歳児 15名
- (4) 3歳児 17名
- (5) 4歳以上児 34名

2 一時預かり保育の利用は概ね1日につき5名を限度とする

第6章 子どもに対する処遇

(方針)

第14条 入園児の保育にあたっては、法の理念に基づき、心身ともに健やかな育成に努めるとともに、入園児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取り扱いをしない。

(特定教育・保育を提供する日)

第15条 保育園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日を除く。

2 園長は、特別の理由があると認めるときは、前項の休日を臨時に変更することができる。

(特定教育・保育を提供する時間)

第16条 保育園の保育提供時間は次のとおりとする。

(1) 開園時間

開園時間は、次のとおりとする。

午前7時00分から午後7時00分までとする。

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

保育園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間とする。

午前7時00分から午後6時00分までとする。

ただし、保育園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により教育・保育が必要な場合は、保育園が定める保育時間（11時間）から開園時間の中に次のとおり延長保育を提供する。

(延長保育)

午後6時00分から午後7時00分までとする。

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

保育園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた保護者が教育・保育

を必要とする時間とする。

午前8時30分から午後4時30分までとする。

(4) その他時間

一時預かり事業

午前9時00分から午後5時00分までとする。

(保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額)

第17条 保育園の特定教育・保育を利用した保護者は、その支給認定を受けた西宮市に対し、当該市町村の定める利用者負担金(保育料)を支払うものとする。

2 保育園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育費用基準額(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 保育園は、前項の支払を受けるほか、保育の提供における便宜に要する費用のうち、別に定める費用の支払を受けるものとする。

4 延長保育、ならびに一時預かり保育の利用に係る費用については別に定める支払いを受けるものとする。

(特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項)

第18条 保育園は、市町村が行った利用調整により保育園の利用が決定されたとき、かつ教育・保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

2 保育園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用する子どもの保護者とその内容を確認する。

3 保育園を利用する子どもが次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、西宮市が利用を取り消したとき。

(2) 保護者から保育園利用の取消しの申出があったとき。

(3) 西宮市が保育園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第19条 保育園の職員は、特定教育・保育の提供時に、利用する子どもに病状の急変、そ

の他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用子供の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、利用する子どもの保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 保育園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 保育園は、国の「子ども・子育て支援新制度における重大事故の再発防止策についての検討会」における意見等を踏まえ、発生当日中に必ず関係機関に連絡し、かつ市から緊急対応等の措置が可能なよう、必要な体制を常時整備するものとする。

第7章 非常災害対策

(防災対策)

第20条 保育園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を園長と定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施し、結果を記録する。

第8章 虐待の防止

(虐待の防止のための措置)

第21条 保育園は、利用する子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - (2) 職員による利用する子どもに対する虐待等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 本条第1項第2号における虐待等の行為とは、「西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月25日西宮市条例第13号。以下「市運営基準条例」という。）」第25条に規定する行為をいう。
- 3 保育園は、教育・保育の提供中に、保育園の職員又は養育者（保護者等利用子供を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用する子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、必要と認められる機関に直ちに通告する。

第9章 保護者との信頼関係

(保護者との連絡)

第22条 保育園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。利用する子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

- 2 保育園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、利用する子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(秘密の保持)

第23条 保育園は、業務上知り得た入園児及びその家族に関する個人情報を職務以外に使用し、または第三者に開示しない。

- 2 地域子育て支援事業及び一時保育事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
- 4 職員でなくなった後においてもこれを保持するものとする。

(苦情対応)

第24条 保育園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、市運営基準条例等を遵守し、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。
- 4 市運営基準条例第30条5項に基づき、市からの求めがあった場合については、速やかに報告するなど、必要な措置を講じる。

第10章 安全・健康・衛生管理

(安全対策と事故防止)

第25条 保育園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 事故発生防止のためリスクマネジメント会議を毎月を実施するとともに、職員に対する研修を実施する。
- 3 保育園は、西宮市が作成する「保健衛生ハンドブック」に則り、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき適切な対応に努める。
- 4 保育園は、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。

- 5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、必ず事故発生後直ちに関係機関等にも報告する。

（健康・衛生管理）

第26条 保育園では、利用する子どもに対して、市設備基準条例に規定する利用開始時の健康診断及び少なくとも年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施する。

- 2 保育園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び西宮市の「保健衛生ハンドブック」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

第11章 地域・関係機関との連携

（地域との交流）

第27条 保育園は、地域及び地域の学校園との連携を積極的に行い、地域の子育て・教育環境の充実に貢献するよう努めるものとする。

- (1) 地域の幼稚園、小学校、中学校等との交流、連携
- (2) 地域住民との交流事業
- (3) 保育所児童保育要録の作成

（保育士養成）

第28条 保育園は、武庫川女子大学、同短期大学部と連携し、専門性の高い保育士の養成に資する活動を行う。

- (1) 学生の実習受け入れ
- (2) ボランティアの受け入れ

（武庫川女子大学等との連携）

第29条 保育園は、武庫川女子大学等と連携し、学生・生徒・園児との交流を行う。

第12章 その他

（業務の質の評価）

第30条 保育園は、市運営基準条例第16条（特定教育・保育に関する評価等）に規定する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。

- 2 保育士等の自己評価及び保育園の自己評価については、年1回は行い、保育園の自己

評価については、その結果を公表する。

- 3 市運営基準条例第 16 条に規定する外部による評価については、専門学識者による第三者評価を受審し、その結果を公表する。

(記録の整備)

第 31 条 保育園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| (1) 教育・保育の実施に当たっての計画 | 5 年間保存 |
| (2) 提供した教育・保育に係る提供記録 | 5 年間保存 |
| (3) 市町村への通知に係る記録 | 5 年間保存 |
| (4) 保護者等からの苦情の内容等の記録 | 10 年間保存 |
| (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 15 年間保存 |
| (6) 保育所児童保育要録 | 当該児童が小学校を卒業するまでの間保存 |
| (7) その他項目 | 保育園が定める期間保存 |

2 文書は適正に整理、点検、保管し、重要なものは非常災害に際して持ち出しのできるよう整備し、紛失等への予防措置を講じるものとする。

(その他の事項)

第 32 条 この規定に定めるもののほか、保育園の運営に関し必要な事項は、園長がその都度定める。

(改廃)

第 33 条 この規定を改廃するときは、学校法人武庫川学院理事会の議決を経るものとする。

附則

この規程は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。